

保健予防課

ロタウイルスワクチンの定期接種化について

ロタウイルス感染症の性質、ワクチンの有効性等を踏まえ、令和2年1月17日に予防接種法施行令等が改正され、ロタウイルス感染症がA類疾病として追加されました。これを受け、ロタウイルスワクチンの定期接種を次のとおり開始します。

1 概要

	ロタリックス(経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン)	ロタテック(5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン)
対象者	令和2年8月1日以降に生まれた者	
対象年齢	生後6週から24週まで	生後6週から32週まで
	ただし、初回接種については、生後2か月から出生14週6日までに標準的な接種期間とする。	
接種回数	27日以上の間隔をおいて	27日以上の間隔をおいて
接種方法	2回経口投与	3回経口投与
接種場所	区の指定する定期接種実施医療機関(特別区相互委託により他区の指定医療機関でも接種可能)	
開始日	令和2年10月1日(木)	
接種費用	無料(区の発行した予診票を持参した場合)	

2 今後のスケジュール

令和2年6月 第2回港区議会定例会に補正予算案提出
 9月中旬 区ホームページ及び区広報にて周知
 9月下旬 接種対象者に予診票を送付